

死刑執行に強く抗議し、

全ての死刑執行の即時停止と死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める会長声明

2018年7月26日、いわゆるオウム真理教事件に関与したとされる死刑囚のうち、本年7月6日に死刑が執行されなかった6名全員（東京拘置所において3名、名古屋拘置所において2名、仙台拘置支所において1名）に対して死刑が執行された。本年7月6日の7名に対する死刑執行と同様の異例の大量執行がわずか20日後に行われたものである上、6名のうち4名は再審請求中であり、また、公判で自首が認定されていた者も含まれている。2017年12月に上川陽子法務大臣が就任して以降3回目の執行であり、第2次安倍内閣14回目の死刑執行で、合わせて34名にのぼる。

一連のオウム真理教事件では、約30名の死者と6500名以上の負傷者が出ており、今なお多数の人々が後遺症等に苦しんでいる。これらのご遺族や被害者の方々の苦しみを決して忘れることなく、被害者救済のための努力をあらゆる方面で続けていかなければならない。

それを踏まえた上でなお、基本的人権の擁護を使命とする弁護士会として、当会は、基本的人権の核をなす生命に対する権利を国が剥奪する死刑制度と全ての死刑執行に反対し、今回の死刑執行にも強く抗議する。特に再審請求中の者に対する死刑の執行は、司法判断を受ける死刑確定者の権利と判断を行う司法の権限をいずれも無視するものであり、生命剥奪という究極の刑罰である死刑の正当性について、手続保障の観点からとりわけ深刻な問題を提起するものであって看過できない。

本年7月24日付けの当会会長声明で示したとおり、人権保障の国際的な広がりとともに、世界で死刑を廃止又は停止する国は増加の一途をたどっている。今回の死刑執行に対しても、EUの駐日代表部とヨーロッパ各国の駐日大使が日本政府に対し、死刑執行を批判し死刑制度の廃止に向けて動くよう働きかける共同声明を発表している。

犯人性の誤認のみならず、量刑に関する事実認定の誤りも、死刑事件においては重大である。誤判・えん罪をなくす努力を全力で続けるべきことは言うまでもないが、裁判は人間が行うものである以上、誤判の危険性を完全に排除することは困難である。誤判により処罰されることがあってはならず、とりわけ、生命を奪われることは取り返しがつかない。

大切な人を犯罪によって奪われた被害者遺族が、罪を犯した者に対して死刑を望む心情は十分に理解できるものである。しかし、必ずしも全ての被害者遺族が死刑を望むわけではなく、また時の経過とともに心情が変化する場合もある。今回の死刑執行についても、被害者遺族から、死刑執行は当然との声がある一方で、‘真相はその人に聞かなければわからない。(死刑執行で) 真実はわからないままになったと感じる’ ‘(面会して) ある程度の親しみも湧いたので、(死刑執行は) さみしい、悲しい’ といった声も上がっている。死刑が、被害者遺族を含む社会全体が求める真相解明や謝罪、償いの道も閉ざしてしまうものであることを、改めて痛感するところである。

日弁連は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すこと等を国に対して求めた。

当会は、日弁連とともに、これまで死刑執行の都度抗議を行い、会内外において公開シンポジウムや勉強会、意見交換会を重ねて死刑制度に関する理解や議論を深めてきた。そして本年6月29日の定期総会において、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにする決議を採択し、その後本年7月6日の死刑執行に対して強く抗議し、国に対し、全ての死刑確定者に対する死刑の執行を直ちに停止することなどを求める会長声明を本年7月24日付けで発表したところであった。

その直後の今回の死刑執行に、当会は改めて強く抗議するとともに、国に対し、全ての死刑執行を直ちに停止し、死刑に関する情報開示や死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方についての議論を含め、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求める。

2018年(平成30年)8月22日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一郎

